

居宅介護支援事業 重要事項説明書

令和6年10月1日施行

居宅介護支援契約の締結に当たっては、「居宅介護支援事業重要事項説明書」の内容について十分確認され、かつ同意の上で行っていただきますようお願いいたします。

1 事業者の概要

事業者名： 独立行政法人 地域医療機能推進機構
滋賀病院附属居宅介護支援センター

所在地： 大津市富士見台16番1号

連絡先： TEL 077-531-4617 FAX 077-537-3629

事業者番号： 2550180034

管理責任者： 杉本 毅

営業日： 月曜日～金曜日（祝日、12月29日～1月3日を除く）

営業時間： 8時30分～17時15分

営業時間外

の連絡先： 滋賀病院附属介護老人保健施設 事務室

TEL： 077-537-3102

通常のサービス

提供実施地域： 大津市（膳所、晴嵐、瀬田、瀬田第二、青山、南、南第二、中、中第二あんしん長寿相談所の管轄学区内）

※上記以外にお住いの方でもご希望の方はご相談ください。

職員体制	管理者兼主任介護支援専門員	1名（常勤）
	介護支援専門員	2名（常勤）
	事務員	1名（非常勤）

2 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業目的

ご利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向を基に居宅において自立した日常生活を営む事ができるよう支援をおこなう事を目的とし、必要な情報の提供、居宅サービス計画の作成ならびに指定サービス事業者との連絡調整を行います。

(2) 運営の方針

- ① 事業者の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- ② 指定居宅介護支援の提供に当たっては、親切丁寧に行う事を心掛け、ご利用者又はご家族に対しサービス提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。
- ③ 居宅サービス計画の作成にあたりサービス事業者の選定についてはご利用者およびご家族の希望に沿い公正中立に行います。これを踏まえ事業者の利用サービスについて具体的な利用状況を説明します。
〔別紙〕
- ④ 適切なサービス提供の為に市町村、医療機関、地域包括センター、地域のサービス提供事業者等との連携をはかり、総合的なサービスの提供に努めます。
- ⑤ 上記の他「大津市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」を遵守します。

3 居宅介護支援サービスの利用方法

(1) サービスの利用、契約の開始

介護支援相談員がご自宅に伺い重要事項の説明を行います。内容に同意頂いた上で契約を締結しサービスの提供を開始させていただきます。

サービス提供開始にあたり、ご利用者の入院時における医療機関との連携を促進する観点から、ご利用者又はご家族対し、入院時に担当の介護支援相談員の氏名等を入院先医療機関へ提供して頂くようお願いしております。

(2) 契約期間について

契約は、契約手続きを行った日に開始となり、ご利用者の要介護状態区分の有効期限満了の日をもって終了いたします。但し、ご利用者から文書でのお申し出がない場合には、この期間は自動的に更新されます。

(3) サービス・契約の終了

① ご利用者のご都合でサービスを終了する場合

原則として1か月前までにご連絡下さい。緊急時又はやむおえない事情が有る場合はご相談ください。

② 事業者の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむおえない事情によりサービスの提供を終了させて頂く場合がございます。その場合は、終了1か月前までに事業者より文書でお知らせすると共に地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

③ 自動終了となる場合

以下の場合には自動的にサービスの終了となりますのでご了承下さい。

ア ご利用者が介護保険施設に入所した場合

イ ご利用者の要介護認定区分が要支援もしくは自立（非該当）と認定された場合。但しこの場合は担当地域の包括支援センターに情報を提供する等連携を取らせて頂きます。

④ ご利用者がお亡くなりになられた時

⑤ その他 事業者は正当な理由なく居宅介護サービスの提供を拒否することはございませんが、以下の場合は、居宅介護サービスを中止させて頂くとともに、ただちに当該市町村に状況報告をいたします。

ア 偽りその他の不正行為によって保険給付を受け、または受けようとした場合

イ 下記のような行為が有り、ハラスメントに該当するとみなされた場合

○暴力又は乱暴な行動、無理な要求

○セクシャルハラスメント

○その他 介護従事者の個人情報を知り、ストーカー行為など

4 居宅介護支援業務の内容と実施方法

(1) 居宅サービス計画の作成について

事業者は居宅サービス計画の作成に際して、次の点に配慮します。

- ① ご利用者の居宅への訪問、ご利用者及びその家族との面接により、ご利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
- ② 利用する居宅サービスの選択に当たっては、当該地域における複数の指定居宅サービス事業者等に関する情報をご利用者又はその家族に提供します。
- ③ ご利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導、指示を行いません。ご利用者は、当該事業者を居宅サービス計画に位置付けた理由を求めることが可能です。
- ④ 作成した居宅サービス計画がご利用者の実情に見合ったサービスの提供となる様、サービス等の担当者の専門的な見地からの情報を求めます。
- ⑤ ご利用者が訪問看護、訪問、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、ご利用者の同意を得て主治医等の意見を求めると同時に、居宅サービス計画書を主治医等に交付し、ご利用者の状態等必要な情報に関して伝達を行う事で、医療機関との連携体制を整えます。
- ⑥ 居宅サービス計画について、ご利用者の同意を確認します。
ご利用者が作成した居宅サービス計画に同意されない場合には、事業者に対して居宅サービス計画の再作成を依頼する事ができます。

(2) ご利用者の状況把握及び評価について

- ① 事業者は居宅サービス計画の作成後においてサービス計画の実施状況の把握（以下モニタリング）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者との連絡調整を行います。
- ② 上記の把握に当たっては、事業者の介護支援専門員は、少なくとも毎月1回居宅を訪問し、ご利用者及びご家族に面接しご利用者の状態やサービスの確認等をさせて頂き、モニタリングの結果を記録します。但し、ご利用者の状態が安定しておりご利用者がテレビ電話等を介して意思疎通ができる、また他の指定居宅サービス事業者との連携により情報収集が行える場合は、ご利用者の同意を得てテレビ電話その他の情報通信機器を活用したモニタリングを行うことも可能です。その場合でも2か月に1回は居宅へ訪問します。
- ③ ご利用者がその居宅において日常生活を営む事が困難になったと判断した場合又はご利用者が介護保険施設等への入所を希望する場合にはご利用者に介護保険施設等に関する情報を提供します。
- ④ 事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合は、事業者とご利用者双方の合意をもって居宅

サービス計画の変更を実施するものとします。

- ⑤ ご利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、ご利用者の居宅サービス計画が円滑に引き継げるよう情報提供に誠意を持って応じます。

(3) 要介護認定申請に関する協力

事業所は、ご利用者の要介護認定の更新及び状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。また、ご利用者が希望する場合は、要介護認定の申請をご利用者に代わって行います。

(4) 給付管理

事業者は居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

5 個人情報の保護・秘密保持

- (1) 事業者及び従事者は業務上知り得たご利用者及びご家族等の個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、ご契約に基づくサービスを提供する上で必要な場合「個人情報使用同意書」に定められた範囲内で必要な情報を提供させていただきます。

(2) 守秘義務の継続

この守秘義務は、ご利用者と事業者のご契約が終了した後も守られます。

6 緊急時、事故発生時の対応

(1) 緊急時の対応

緊急時、非常災害時においてご利用者の安全確保に努め、サービス事業者等との連携を行います。また、感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対するサービスの提供を継続するため及び早期の業務再開を図るための計画を策定し必要な措置を講じます。

(2) 事故発生時の対応

ご利用者に対する居宅サービス提供により事故、体調の急変が生じた場合、ご家族、主治医、救急機関等に連絡を行うと共に、必要な措置を行います。

また、サービス提供に伴って賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償を行います。

7 入院時の情報提供

医療機関との連携を円滑に行うため、入院時に担当ケアマネジャーの氏名、事業者名、連絡先等を入院先医療機関にお知らせ頂きますようお願いいたします。

8 人権擁護と虐待防止

事業者はご利用者等の人権擁護、虐待の防止等の為に必要な措置を講じます。虐待行為を発見または疑わしいと判断した場合は、直ちに行政等に連絡し連携した対応を行います。また虐待の発生、再発を防止するための対策を検討する委員会等を定期的に開催し指針と整備、研修等を行います。

9 暴力団の排除

大津市の基準条例に基づき事業者を運営する法人の役員、事業者の管理者その他職員は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう）ではありません。また、運営について暴力団員の支配を受けません。

10 サービス提供に関する相談、苦情窓口

下記の窓口担当者までご連絡下さい。

事業者の窓口	管理責任者 杉本 毅 電話番号 077-531-4617 対応時間 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分
大津市健康保険部介護保険課 滋賀県国民健康保険団体連合会	電話番号 077-523-1234 (代) 電話番号 077-510-6605

1 1 苦情処理の体制及び手順

- (1) ご利用者から苦情および相談があった場合、ご利用者の状況を詳細に把握する為必要に応じて状況の聞き取り等事情の確認を行います。
- (2) サービス提供事業者に関する苦情で有る場合は、ご利用者の立場を考慮しながら事業者の責任者に対して慎重に事実関係の把握を行います。
- (3) 把握した状況を管理者と共に検討し、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、ご利用者への対応結果を含めた報告を行います。

1 2 利用料金

☆利用料は、所定単位数に地域区分に準じた上乗せ割合からなる単位数単価（１０．７円）を乗じた金額となります。介護保険が適用される場合、下記の利用料を支払う必要はありません。全額介護保険から給付されます。

但し、保険料の滞納等により保険給付がされない場合、利用料は全額自己負担となります。その場合、事業者より発行する「指定居宅介護支援提供証明書」と領収書を添付し保険給付の償還払い申請を行う事が可能です。詳しくは、担当の介護支援専門員にご相談下さい。

(1) 居宅介護支援費（Ⅰ）

取扱い件数区分	介護度区分 要介護１・２	介護度区分 要介護３～５
介護支援専門員１人当たり 利用者が４５人未満の場合	居宅介護支援費（ⅰ） １１，６２０円	居宅介護支援費（ⅰ） １５，０９７円
介護支援専門員１人当たりの利用者数が４５人以上の場合において ４５人以上６０人未満の部分	居宅介護支援費（ⅱ） ５，８２０円	居宅介護支援費（ⅱ） ７，５３２円
介護支援専門員１人当たりの利用者数が４５人以上の場合において ６０人以上の部分	居宅介護支援費（ⅲ） ３，４８８円	居宅介護支援費（ⅲ） ４，５１５円

(2) 加算料金

加算種類	金額	加算の評価算定内容
初回加算	３，２１０円	新規に居宅サービス計画を策定した場合 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が２区分以上変更され、居宅サービス計画を作成する場合
入院人情報連携加算Ⅰ 入院時情報連携加算Ⅱ	２，６７５円 ２，１４０円	入院時ご利用者に関する情報共有を行った場合に算定 入院日（入院日以前も含む）に病院等の職員に必要な情報提供をした場合（Ⅰ） 入院日翌日、翌々日までに病院等の職員に必要な情報提供をした場合（Ⅱ）
退院・退所加算（Ⅰ）イ 退院・退所加算（Ⅰ）ロ 退院・退所加算（Ⅱ）イ 退院・退所加算（Ⅱ）ロ 退院・退所加算（Ⅲ）	４，８１５円 ６，４２０円 ６，４２０円 ８，０２５円 ９，６３０円	退院、退所時に病院等とご利用者に関する情報共有を行った場合に算定（入院、入所期間中１回のみ算定） （Ⅰ）イ 連携１回 （Ⅰ）ロ 連携１回（カンファレンス参加） （Ⅱ）イ 連携２回 （Ⅱ）ロ 連携２回（カンファレンス参加） （Ⅲ） 連携３回以上（カンファレンス参加）
通院時情報連携加算	５３５円 （１月につき）	ご利用者が医師、歯科医師の診察を受ける際に同席し、ご利用者の心身の状況や必要な情報共有を行い、それを踏まえて居宅サービス計画を行う場合に算定
特定事業所加算（Ⅰ） 特定事業所加算（Ⅱ） 特定事業所加算（Ⅲ） 特定事業所加算（Ａ）	５，５５３円 ４，５０４円 ３，４５６円 １，２１９円	経営の安定化、質の高いケアマネジメントの推進を踏まえ、厚生労働大臣が定める基準に適合する場合に算定

	(1月につき)	
ターミナルケアマネジメント加算	4, 280円	終末期の医療やケアが必要なご利用者に対し24時間連絡体制を整備し必要に応じ居宅介護支援を提供した場合の算定
緊急時等居宅カンファレンス加算	2, 140円 (1月に2回まで)	病院又は診療所の求めにより病院等の職員と居宅を訪問しカンファレンスを行いサービスの調整等をした場合の算定

なお、介護報酬の改定に伴い利用料、加算料に変更が生じる場合は、文書にてご利用者に説明し同意の確認を行います。

(3) ターミナルケアマネジメント加算について

事業者は、以下の要件をすべて満たした場合に、ターミナルケアマネジメント加算を算定いたします。

- ① ご利用者が終末期の医療やケアの対象であり、在宅にて死亡した場合（在宅訪問後24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）
- ② 24時間連絡が取れる体制を確保し、かつ必要に応じて指定居宅介護支援を提供した場合
- ③ ご利用者又はご家族の同意を得た上で、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問し、主治医の助言を得つつ、ご利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、支援の実施等の情報を記録し、主治医及び居宅サービス事業者へ提供した場合

(4) 交通費

通常の事業実施区域内であれば、ご利用者の負担はございません。

通常の事業実施区域外の場合は、交通費の実費を頂く場合もございます。

- ① 通常の事業実施区域を越えてからの公共交通機関の料金
- ② 通常の事業実施区域を超えてからのタクシーもしくは有料道路を使用した場合の実費
- ③ 公用車を使用する場合、通常の事業実施地域を超えてから1kmを増すごとに100円の実費

令和 年 月 日

事業所は本書面に基づき重要事項について説明を行い交付しました。

事業所 住所 滋賀県大津市富士見台16番1号

事業所名 独立行政法人 地域医療機能推進機構
滋賀病院附属居宅介護支援センター 印

説明者 氏名 印

私は、本書面により、事業所から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、その内容に同意しました。

ご本人 住所 _____

氏名 _____

立会人または代理人

住所 _____

氏名 _____

続柄

[重要事項説明書 別紙]

指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準第1条の2の基本方針に基づき、重要事項説明書2-(2)-③での、具体的な利用状況をご説明申し上げます。

1. 前6か月間に作成した居宅サービス計画における、訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の各サービスの利用割合 (令和 年度 期実績)

- ・訪問介護・・・・・・ %
- ・通所介護・・・・・・ %
- ・地域密着型通所介護・・ %
- ・福祉用具貸与・・ %

2. 前6か月に作成した居宅サービス計画における、訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業所によって提供された割合 (上位3位)

(サービス種類)	(事業所名と割合)		
訪問介護			
通所介護			
地域密着型通所介護			
福祉用具貸与			